

パブリック・コメント制度による

「第三次富士市環境基本計画（案）」

に対する意見募集について

- 意見募集期間 令和2年12月15日（火）から令和3年1月15日（金）

- 意見の提出方法 直接の場合 富士市役所10階 環境総務課へ
郵送の場合 〒417-8601
富士市永田町1丁目100番地
富士市環境部環境総務課あて
FAXの場合 0545-51-0522
Eメールの場合 ka-kankyousoumu@div.city.fuji.shizuoka.jp
市ウェブサイト パブリック・コメントコーナーから
専用フォームへ

- 意見の記載方法 様式は問いませんが、案件名「第三次富士市環境基本計画（案）」、意見、住所、氏名、電話番号を明記してください。

令和2年12月

富士市 環境部 環境総務課

第三次富士市環境基本計画（案）の概要

1 計画の基本的事項

1-1 計画策定の経緯

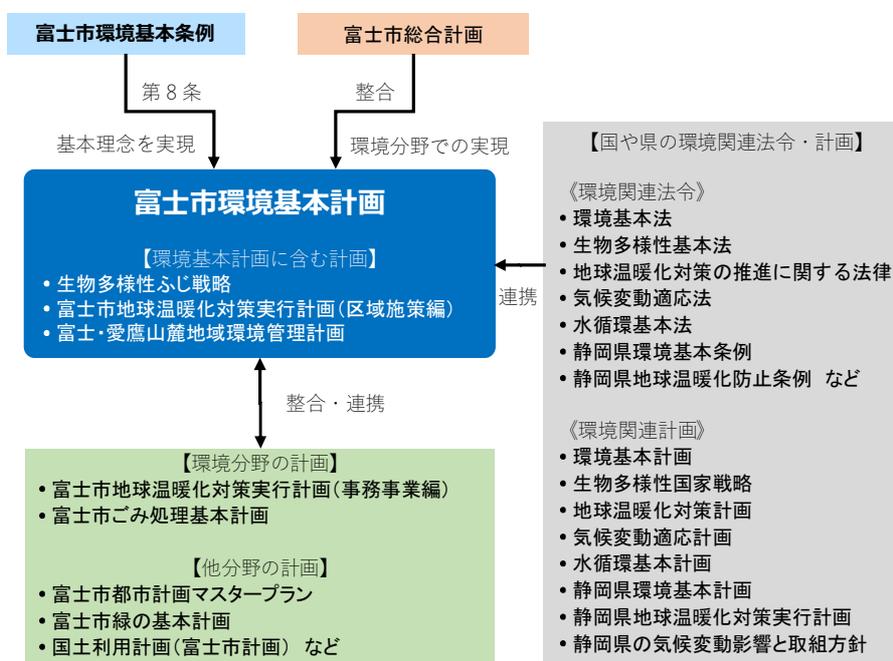
本市では、2011（平成 23）年 3 月に「第二次富士市環境基本計画（富士市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を含む）」（以降、第二次計画という）を策定し、環境行政を推進してきました。また、2017（平成 29）年 3 月には、社会情勢の変化に対応するため、第二次計画の第 4 章「市の施策」及び第 5 章「環境配慮指針」を改定しました。

第二次計画の計画期間が令和 2 年度で終了することから、計画策定以降の社会情勢や環境の変化、今後生じうる問題などに的確に対応するため、市行政の横断的な取組のほか、市民・事業者・市など各主体の協働による取組を目指し、「第三次富士市環境基本計画」を策定します。

1-2 計画の位置づけ

本計画は、「富士市環境基本条例」に基づき、国や県の環境基本計画と連携するとともに、「富士市総合計画」を環境面から実現する、環境行政の最上位計画に位置づけられます。

本計画では、「生物多様性ふじ戦略」、「富士市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」、「富士・愛鷹山麓地域環境管理計画」の個別計画を含む形で策定します。



1-3 計画の期間

本計画の期間は、2021（令和 3）年度から 2030（令和 12）年度までの 10 年間とします。また、環境問題や社会情勢の変化に応じて、概ね 5 年に一度見直しを行うこととします。

1-4 取り組む主体と役割

富士市環境基本条例第 4 条から第 6 条において、環境を守り、育てる主体は「市民」、「事業者」、「市」であるとしています。本計画では、これら 3 つの主体のそれぞれの役割を明確にするとともに、各主体が協働で目標達成に向けて取組を進めるものとしています。

1-5 第二次計画の評価

第二次計画では、2020（令和 2）年度の目標値を掲げて取組を推進してきました。2018（平成 30）年度の環境目標全体の達成状況は、「目標達成の見込み」が 53.8%、「目標達成の見込みが低い」が 38.5%、「目標達成が困難」が 7.7%でした。

2 望ましい環境像

「富士山の恵みを、みんなで守り、育て、ともに生きるまち」

本計画では、2050（令和32）年度を展望した本市の望ましい環境像として、「富士山の恵みを、みんなで守り、育て、ともに生きるまち」を掲げ、市民・事業者・市の全ての主体へ浸透を図ります。

富士山の恵みをみんなが認識し、地域内での資源や人のつながりを大切にすることで、環境が守られ、それによって社会や経済も発展をしている「地域循環共生圏」の構築を目指します。

3 目指す将来像

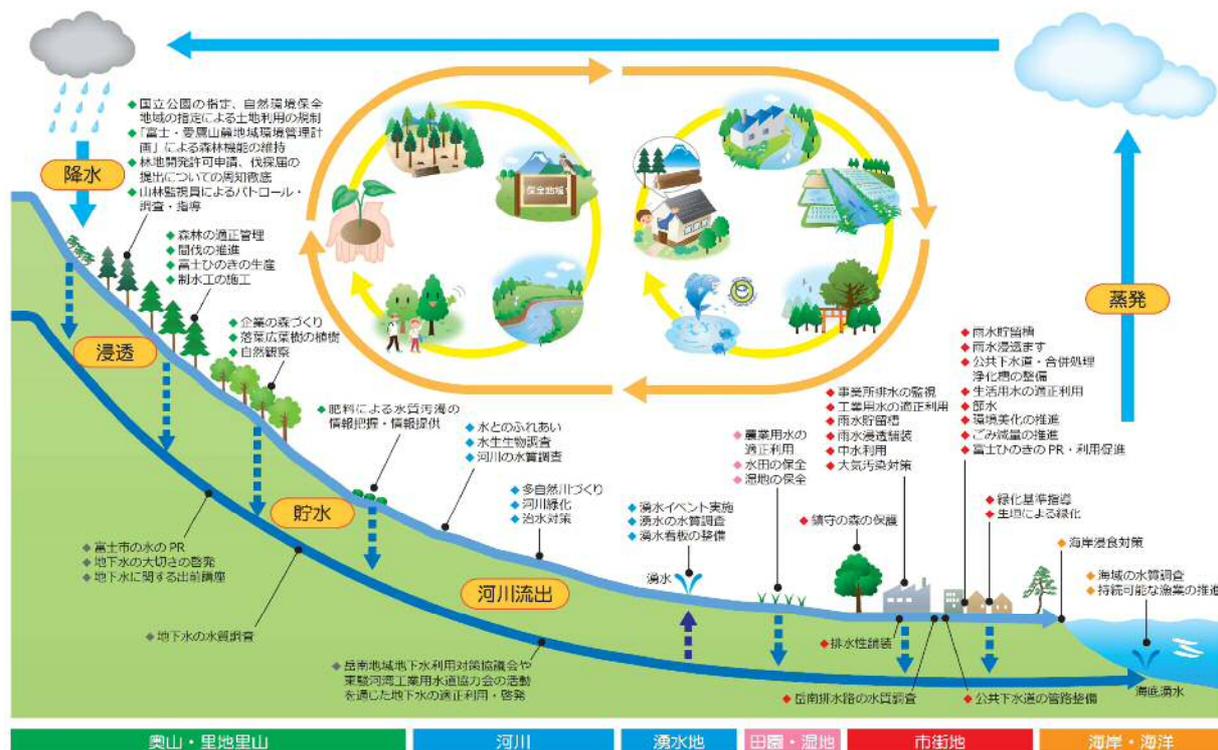
本計画は「生物多様性ふじ戦略」や「富士・愛鷹山麓地域環境管理計画」などを含む計画として位置付けており、本市に生息・生育する生物、人の暮らしや産業にとっての基盤である「水」が重要なテーマとなっています。そのため、望ましい環境像を実現するための第一段階として、「ふじ・水循環共生圏 2030」の構築を掲げ、本計画が2030（令和12）年度に向けて目指す将来像とします。

● 「ふじ・水循環共生圏 2030」



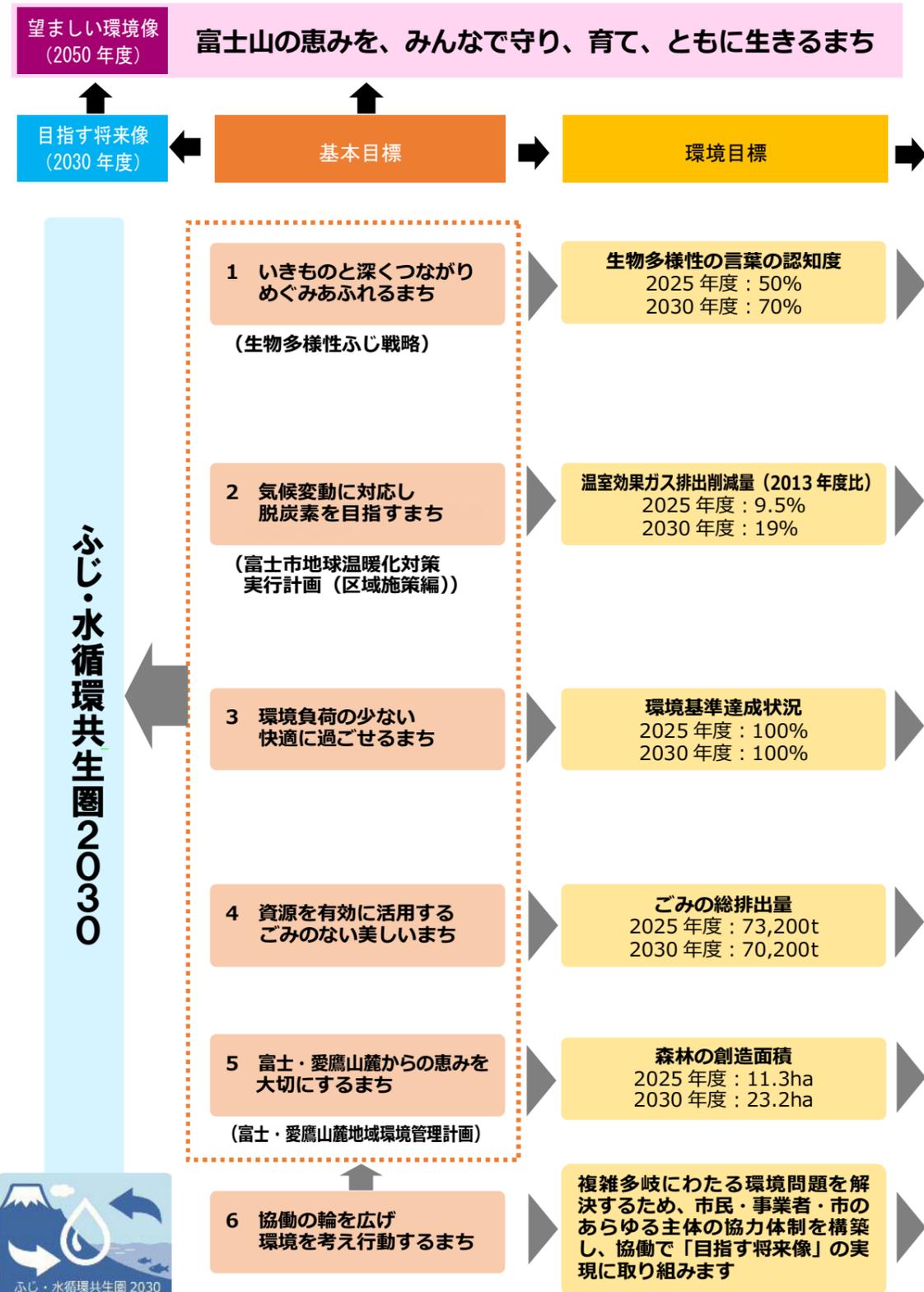
ふじ・水循環共生圏 2030

地下水、湧水、河川、海洋といった豊かな水資源を基盤に発展した本市は、これらの水循環を将来に渡って維持することで水資源を保全するとともに私たちの暮らしや産業の発展、生物多様性の保全も同時に実現するまちを2030年に目指す将来像とし、市民・事業者・市が協働で水に関する取組を実施します。



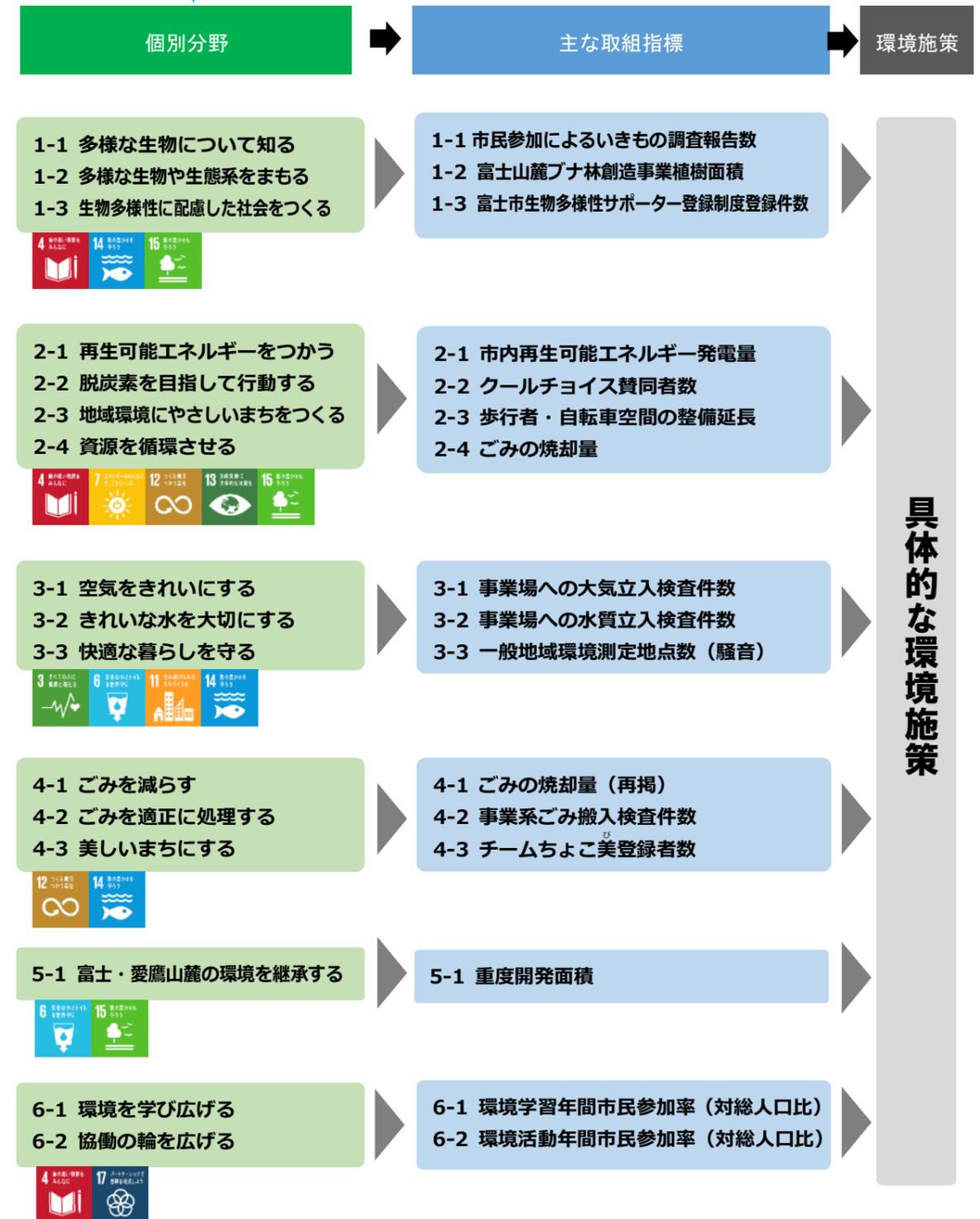
4 市の施策

4-1 体系図



個別分野とSDGsの対応

個別分野に対応するSDGs(持続可能な開発目標)の17のゴールをロゴマークで示しています。



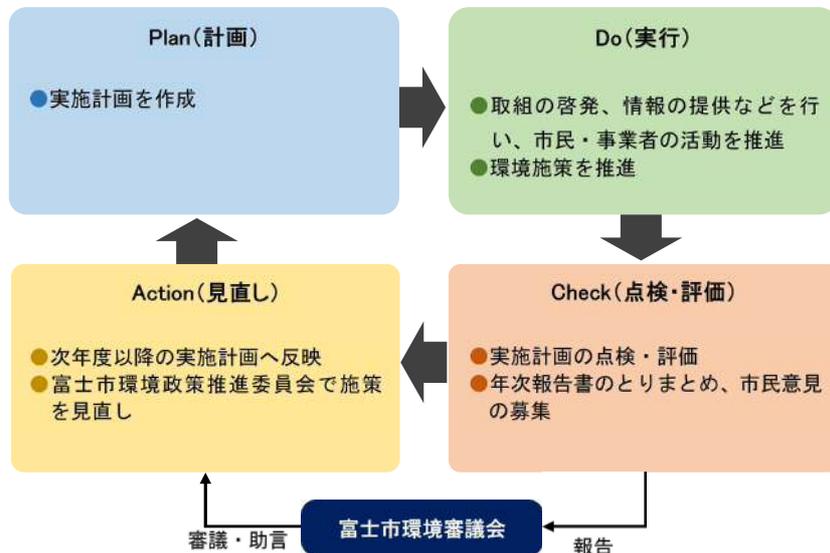
4-2 市の施策

| 基本目標 1 いきものと深くつながり めぐみあふれるまち | | |
|------------------------------|----------------------|---|
| 個別分野 | 1-1 多様な生物について知る | 1 野生生物の調査 |
| | 1-2 多様な生物や生態系をまもる | 1 重要種・外来種・野生鳥獣への対策 2 生物多様性に配慮した自然の利用 3 奥山や里地里山の生態系の保全 4 田園・湿地の生態系の保全 5 市街地の生態系の保全・育成 6 河川・湧水地・海岸・海洋の生態系の保全 |
| | 1-3 生物多様性に配慮した社会をつくる | 1 環境への負荷の低減 2 生物多様性に関する人材育成や啓発 |
| 基本目標 2 気候変動に対応し 脱炭素を目指すまち | | |
| 個別分野 | 2-1 再生可能エネルギーをつかう | 1 太陽エネルギーの利用促進 2 廃棄物が持つ未利用エネルギーの有効利用 3 革新的なエネルギー高度利用技術の普及促進 4 その他再生可能エネルギーの促進 |
| | 2-2 脱炭素を目指して行動する | 1 住宅・建築物の省エネルギー化の推進 2 低炭素型経営の支援 3 クールチョイス 22 の普及拡大 4 環境教育及び啓発活動の推進 |
| | 2-3 地域環境にやさしいまちをつくる | 1 環境にやさしい交通体系の整備 2 都市緑化の推進 3 森林の保全・活用 |
| | 2-4 資源を循環させる | 1 ごみ減量化の推進、ごみの適正処理の推進 |
| 基本目標 3 環境負荷の少ない 快適に過ごせるまち | | |
| 個別分野 | 3-1 空気をきれいにする | 1 大気等の監視・調査 2 交通対策 3 自動車利用対策 |
| | 3-2 きれいな水を大切にする | 1 水質の監視・改善 2 地下水の維持・保全 3 水とふれあう場や機会の創出 |
| | 3-3 快適な暮らしを守る | 1 生活・事業所の騒音・振動対策 2 自動車・鉄道の騒音対策 3 有害化学物質対策 4 有害化学物質等への意識向上 |
| 基本目標 4 資源を有効に活用する ごみのない美しいまち | | |
| 個別分野 | 4-1 ごみを減らす | 1 ごみの減量化の推進 |
| | 4-2 ごみを適正に処理する | 1 ごみの適正処理の推進 |
| | 4-3 美しいまちにする | 1 環境美化の推進 |
| 基本目標 5 富士・愛鷹山麓からの恵みを大切にすまち | | |
| 個別分野 | 5-1 富士・愛鷹山麓の環境を継承する | 1 富士・愛鷹山麓地域環境管理計画の推進 |
| 基本目標 6 協働の輪を広げ 環境を考え行動するまち | | |
| 個別分野 | 6-1 環境を学び広げる | 1 環境教育及び啓発活動の推進 2 環境情報の提供 |
| | 6-2 協働の輪を広げる | 1 パートナーシップによる環境活動の推進 2 自主的な環境保全活動の支援 3 幅広い環境問題への取組の推進 |

5 計画の進行管理

5-1 計画の進行管理

本計画における市の施策を着実に推進するため、環境マネジメントシステムのPDCAサイクルの考え方に基づき、個々の施策の進捗状況を点検・評価し、定期的に見直しを図っていくことにより、計画の進行管理を行います。



5-2 計画の推進体制

本計画を推進していくためには、市民・事業者・市がそれぞれの役割を果たしつつ、協働による環境活動に取り組んでいくことが重要です。このため、富士市環境審議会などと連携して計画を推進します。

また、市の機関相互の調整・連携による取組を実施していくため、富士市環境政策推進委員会による横断的な体制を継続していきます。

